

【イタリア】医療による自殺ほう助の手続を定める州法の制定

海外立法情報課長 芦田 淳

* 2025 年 3 月、イタリアでは初めて、憲法裁判所が 2019 年に示した要件等の下、医療による自殺ほう助を実施するための手続を定めた法律が制定された。

1 概要

本稿では、イタリア中部トスカーナ州の 2025 年 3 月 14 日州法第 16 号「憲法裁判所判決 2019 年第 242 号及び 2024 年第 135 号の実施のための組織的方法」¹（以下「2025 年法」）を取り上げる。2025 年法は、全 9 か条から成り、2025 年 4 月 1 日に施行された。同法は、その題名からも分かるとおり、医療による自殺ほう助²に関する憲法裁判決の内容を実施するための組織的方法を定めるものである（第 1 条³）。

憲法裁判所は、2019 年判決第 242 号⁴において、患者が①回復不能な病理に罹（り）患していること、②当該病理が身体的又は心理的な苦痛の原因となっており、当該苦痛に絶対に耐えられないと判断していること、③延命治療によって生命を維持していること、④自由で自覚的な意思決定が可能であることという要件を全て満たす場合には、刑法典第 580 条に定める自殺ほう助罪が憲法に適合しないと判示した。また、自殺ほう助を合憲とする条件及びその実施方法の検証は、立法措置が講じられるまでの間、国民保健サービス⁵の公的機関に委ねられなければならないと、この目的のために、所轄の倫理委員会の意見を得なければならないとした。さらに、2024 年判決第 135 号⁶は、「延命治療を受けている患者がその中止を要求することができる状況」と、「生存のために医学的評価に基づいて延命治療を開始する必要がある、患者がそれを拒否することができる状況」とを区別することはできないとして、③の要件を欠く場合であっても、自殺ほう助罪には該当しないと判断した。

こうした判決を踏まえ、2025 年法は、国による規律が発効するまでの間、上述した憲法裁判決に示された要件を満たす者は、2017 年 12 月 22 日法律第 219 号「インフォームド・コンセン

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 4 月 9 日である。

¹ L.R. 14 marzo 2025, n.16, Modalità organizzative per l'attuazione delle sentenze della Corte costituzionale 242/2019 e 135/2024. 以下、法令の法文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト (Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>) を参照した。なお、イタリア共和国憲法は、国の専属的立法事項、国の法律の定める基本原則の範囲内で州が立法権を有する競合的立法事項をそれぞれ列挙し、それ以外の残余の事項については、州に立法権が属すると定めている（第 117 条）。競合的立法事項の一つに「健康の保護」があり、今回の法律も、この州の競合的な立法権に基づくものとして制定されている。

² 医療による自殺ほう助 (suicidio medicalmente assistito. 直訳すれば、医療によりほう助された自殺) とは、後述する要件の下、常に本人の完全な認知能力の範囲内で、自殺を望む患者が苦痛を終わらせるために致死性の薬物を自ら投与する行為を指す。“Eutanasia in Italia.” Associazione Luca Coscioni per la libertà di ricerca scientifica APS website <<https://www.associazionelucacoscioni.it/cosa-facciamo/fine-vita-e-eutanasia/eutanasia/>>

³ 以下、特に断りがない限り、条名は 2025 年法のものである。

⁴ Sent. Corte cost. 25 settembre 2019, n.242, in *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, 27 novembre 2019, n.48, pp.32-45. この判決は、2017 年 2 月に、ディスク・ジョッキーであった男性が、交通事故の後遺症からスイスで薬物投与により自殺することを選択し、その介助者が自殺ほう助罪に問われた事件に関するものである。

⁵ 国民保健サービスは、単一の行政機関ではなく、保健省、国レベルの機関（高等保健評議会等）及び州保健サービス（州、自治県、地方保健公社及び病院事業体）から構成される。“Servizio Sanitario Nazionale.” Dipartimento della Protezione Civile website <<https://www.protezionecivile.gov.it/it/approfondimento/servizio-sanitario-nazionale/>>

⁶ Sent. Corte cost. 1 luglio 2024, n.135, in *Gazzetta Ufficiale della Repubblica Italiana*, 24 luglio 2024, n.30, pp.25-50.

ト及び事前指示書に関する規定」⁷第1条及び第2条に規定された方法⁸により、医療による自殺ほう助に関する手続を利用することが可能と定めている（第2条）。

2 2025 年法の主な内容

(1) 要件の検証等を任務とする委員会の設置（第3条）

2025 年法の施行から 15 日以内に、地方保健公社は、医療による自殺ほう助が認められる要件（以下「要件」）の存在の検証及び関連する実施方法の検証又は決定を行う常設の学際的な委員会（以下「委員会」）を設置するものとする。委員会は、技能及び経験を有する緩和ケア医、精神科医、麻酔医、心理学者、鑑察医、看護師等から成る。

(2) 申請書の提出（第4条）

医療による自殺ほう助を望む者又はその代理人は、要件の確認及び関連する実施方法の承認又は決定のために、関連医療文書を添付した申請書を所轄の地方保健公社に提出する。当該地方保健公社は、委員会及び同機関に設置されている倫理委員会に申請書等を適時に送付する。

(3) 要件の検証（第5条）

要件を検証するための手続は、原則として、申請の受理から 20 日以内に終了するものとする。①委員会は、要件を検証するために、作成された文書を審査し、患者との個人的かつ直接的な接触を確保しながら、信頼できる医師（以下「医師」）の意見を聴取し、州保健サービスの支援も得て、必要と考えられる確認を行う。②委員会は、患者との接触及び実施した確認に関する文書を倫理委員会に送付し、審査中の事案の倫理的な側面についての意見を求める。倫理委員会は、当該文書を受領してから 7 日以内に意見を提出する。③委員会は、要件の確認結果に関する最終報告書を作成する。地方保健公社は、この確認結果を患者に通知する。

(4) 実施方法の承認等（第6条）

要件を満たすことが確認された場合、委員会は、医療による自殺ほう助の実施方法の承認又は決定を行う。承認等は、患者に対する確認結果の通知から 10 日以内に終了するものとする。①患者は、委員会に対して、医師が作成した実施方法に関する計画書の承認を求めることができる。また、自身との合意の下、適当な計画書を作成することにより、委員会が実施方法を決定するよう求めることもできる。②委員会は、計画書の妥当性について倫理委員会の意見を求め、倫理委員会は、委員会の送付した文書を受領してから 5 日以内に意見を提出する。③委員会は、承認等に関する最終報告書を作成する。地方保健公社は、承認等に関する結果を患者に通知する。

(5) 実施の支援等（第7条、第8条）

地方保健公社は、患者に対する承認等に関する結果の通知から 7 日以内に、委員会の承認した計画書又は患者の合意の下で委員会が決定した計画書に基づく様式により、技術的及び薬学的な支援並びに承認された薬物の自己投与の準備のための医療を保障する（第7条）。医療による自殺ほう助のために州保健サービスが提供する処置等は、無償で行われる（第8条）。

⁷ この法律は、（一定の要件の下、延命治療を中止する）尊厳死（消極的安楽死）を認める国の法律である。なお、（自殺ほう助の場合とは異なり、医師が薬物を投与する）積極的安楽死は、イタリアにおいて認められていない。
“Eutanasia in Italia,” *op.cit.*(2)

⁸ 第1条は、法律で明瞭に定められた場合を除いて、当事者の自由でかつ情報に基づいた同意がなければ医療処置を開始又は継続することができないことなど、インフォームド・コンセントに関する規定である。第2条は、患者が医療処置を拒否した場合を含め、医師は、苦痛を緩和するための適切な治療に努めなければならないことなど、終末期の尊厳に関する規定である。当該条の詳細に関しては、芦田淳「【イタリア】尊厳死法の成立」『外国の立法』No.275-1, 2018.4, pp.12-13. <<https://doi.org/10.11501/11066816>> を参照。